

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項及び地方公営企業法施行令（昭和27年9月3日政令第403号）第21条の13第1項第5号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年4月14日

横浜市契約事務受任者
交通局長 三村 庄一

1 契約の概要

下永谷駅連結送水管漏水緊急修理工事
・連結送水管緊急修理工一式

2 履行（納品）場所

港南区日限山一丁目 58番27号

3 契約日

令和7年4月3日

4 履行日又は履行期間

令和6年11月28日から令和7年3月31日まで

5 契約金額

¥4,053,500.－（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥368,500.－）

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市南区六ッ川一丁目 788番地の5
相模サービス株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

下永谷駅の連結送水管から漏水が発生し、軌道内に送水が出来ない状態では消防活動に支障をきたす危険性があることから、緊急修理工事を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

上記業者は、当局給排水設備の保守点検委託受託者であり、その構造や不具合の状況を熟知していること、また、社内に確実な工事対応ができる機材確保や作業員配置体制を整えていることから、本工事を最も迅速かつ確実に行うことができる業者であると判断して、契約を締結しました。

9 所管課

交通局工務部建築課